

障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会 —放課後等デイサービスについて—

全国特別支援教育推進連盟 大南英明

当連盟加盟団体に放課後等デイサービスの利用状況及び利用の効果、課題について意見等を求めた結果の一部を紹介します。

◎ 利用して効果がある、期待される、助かっていること

- ・働く母親にとって力強い味方となっている。
- ・障害のある児童生徒に関わる人（事業所の人、その近隣の人々など）が増えて、障害への理解が広がる。また、家庭の近くの事業所などを利用すれば、地域の子どもの居場所づくりにもつながる。
- ・各事業所で、丁寧にいろいろな内容を考えているところと、なかなかそこまでいかないところがある。
- ・学校、家庭だけでなく、いろいろな人に関わってもらい、社会経験を増やすことにもつながる。いずれは生活介護を中心とした事業所への福祉的就労を考えなければならぬ生徒が多いので、いろいろな人とかかわりを持つことは大切である。

◎ 利用についての課題

- ・基本的に事業所との契約は保護者がするのであるが、事業者からの迎えがないときに、保護者に連絡を取り、更に事業所に確認にしていく煩雑さがある。
- ・いろいろな人とかかわるメリットがある反面、家庭で過ごす時間が少なくなり、本来、家庭ですべきことができないでいる状況も見受けられる。
- ・子どもたちへの接し方など見ていて心配な事業所がある。事業所内における職員の教育に問題があると感じる事業所もある。
- ・事業所の学校への迎えの車が多くなり、駐車場確保が大変である。車同士の接触事故も起きている。近隣から駐車に対する苦情も出ている。
- ・感染性の疾病に関する情報交換が必要である。学校で学級閉鎖があっても事業所での活動があり、そこでの感染が心配される。
- ・医療的ケアの必要な児童の受け入れが少なく、待機の状態がある。
- ・肢体不自由の子ども、車いすの子どもの受け入れが少なく、希望しても受け入れられない。
- ・20歳まで受け入れを延長できないだろうか。ぜひ延長してほしい。

これらの意見等を含め、放課後等ディサービスについて、次のことに付いて検討をお願いしたい。

1 ディサービスとして一括してガイドラインをまとめるのではなく、

- ① 放課後サービス
- ② 休日サービス
- ③ 長期休業中のサービス

に分けて、協議し、まとめる必要があるのではないのでしょうか。

理由は、①放課後サービスについては、学校でかなり長い時間活動し、子どもがかなり緊張した状態にいるため、低学年の児童、体力のない児童生徒については、休息、午睡も必要で、少し、ゆとりのある活動が求められます。②休日サービスについては、事業のオリジナルな活動に期待し、翌日に疲れが残らないことを希望します。③長期休業中のサービスについては、事業所のオリジナルな活動に期待するとともに、地域の人々との活動、保護者や家族を含めた活動などを考慮されますことをお願いします。

2 職員（従事者）の研修について

いろいろな職種の事業者が事業を展開している現状を踏まえ、保護者が不安に思わない程度の子どもの接し方等について、研修を義務づける必要を感じます。（事故、虐待等が心配です。）

3 学校との連携について

基本的には、保護者と事業所との契約ではありますが、日常的に学校に出入りし、児童生徒の支援に当たることに鑑み、必要最低限の連絡を取り合うことは必要であると考えます。